

浜松市老人クラブ連合会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、老人福祉法に基づき、老人クラブの普及、発展をはかるとともに、広く老人福祉の向上に寄与することを目的として、老人クラブ活動等事業を実施する浜松市老人クラブ連合会に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び対象経費)

第2条 補助対象事業及び対象経費は、平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき浜松市老人クラブ連合会が行う老人クラブ活動等事業に要する経費のうち、別表に記載するものとする。

(補助金額)

第3条 補助金額は前項に定める補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）に、事業計画書、収支予算書及び市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の申請があった場合、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第6条 補助金の交付申請をした者が、申請の内容を変更しようとするときは、変更の事由が生じた日から10日以内に、変更承認申請書（第3号様式）により申請しなければならない。

(変更の通知)

第7条 市長は、前条の規定により変更承認申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(完了の報告)

第8条 交付額決定通知を受けた者は、事業完了後10日以内に、完了報告書(第5号様式)に、事業実績書及び収支決算書を添えて市長に報告しなければならない。

(確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により完了の報告があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(請求の手続)

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、通知書受領後10日以内に請求書(第7号様式)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(概算払いの承認申請)

第11条 前条の規定にかかわらず、概算払いを必要とする者は、概算払いを要する日の30日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 概算払承認申請書(第8号様式)

(2) 資金計画表(第9号様式)

(概算払いの承認)

第12条 市長は、前条の規定により概算払承認申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、概算払決定通知書(第10号様式)により通知する。

(概算払いの請求)

第13条 前条により概算払決定通知を受けた者は、通知書の受領後10日以内に、概算払請求書(第11号様式)により請求しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金に適用する。

別表

浜松市老人クラブ連合会活動費補助金 補助対象経費

1 区分	2 対象経費	
(1) 老人クラブ 連合会事業	活動促進事業	給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金
	健康づくり・介護予防 支援事業	給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
	地域支え合い事業	給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
	若手高齢者組織化・ 活動支援事業	給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
	活動支援体制強化事業	給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
(2) その他生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業	その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名

印

交付申請書

下記のとおり浜松市老人クラブ連合会活動費補助金を交付されたく申請いたします。

記

- 1 補助事業等の目的・内容及びその効果
- 2 補助事業等の経費の配分・経費の使用法(収支の計画)・当該補助事業等の遂行に関する計画並びに完了報告日(事業の計画)

完了予定日 平成 年 月 日
- 3 補助事業等の経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の負担方法
- 4 補助事業等に関して生ずる収入金の有無
- 5 交付を受けようとする補助金等の額及び算出方法
- 6 その他

第2号様式

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

印

交付決定通知書

平成 年 月 日付申請のあった浜松市老人クラブ連合会活動費補助金として、
条件を付して補助する。

金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

(裏面)

条件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、当該補助金の全額又は一部の返還を命ずる。
- 5 事業完了後10日以内に別に定める様式により補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- 6 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 7 浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 9 浜松市補助金交付規則及び浜松市老人クラブ連合会活動費補助金交付要綱に基づく市長の指示に従うこと。

第3号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名

印

変更承認申請書

平成 年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた事業の計画を、次のとおり変更したいので、承認されるよう申請いたします。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

第4号様式

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

印

変更交付決定通知書

平成 年 月 日付で変更申請のあった浜松市老人クラブ連合会活動費補助金として、条件を付して補助する。

金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

(裏面)

条件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全額又は一部の返還を命ずる。
- 5 事業完了後10日以内に別に定める様式により補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- 6 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 7 浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 9 浜松市補助金交付規則及び浜松市老人クラブ連合会活動費補助金交付要綱に基づく市長の指示に従うこと。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

完了報告書

平成 年 月 日付浜松市指令 第 号に係る事業が下記のとおり完了したので、報告します。

記

1 完了の年月日

平成 年 月 日

2 事業の内容・成果

3 収支状況並び補助事業により生ずる収入金

4 補助金の交付申請書と相違した場合はその理由

5 交付確定を受けたい額

金 円

6 その他

請 求 書

金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年度浜松市老人クラブ連合会活動費補助金

交付確定額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
差引残額	円

支 払		口 座	銀 行	本 店	当座預金		
方 法	直接払		信用金庫			第	号
		振替払	農 協	支 店	普通預金		

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

第8号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

概算払承認申請書

このことについて、下記のとおり概算払い願いたく申請いたします。

記

- 1 概算払いを必要とする理由
- 2 概算払いを必要とする金額
金 円
- 3 概算払いを必要とする期日
平成 年 月 日

第9号様式

資金計画表

収入の部	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	合計							
	項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

支出の部	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	合計							
	差引残高							
	項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

所在地
名称

第10号様式

平成 年 月 日
第 号

様

浜松市長



概算払決定通知書

平成 年 月 日付申請のあった浜松市老人クラブ連合会活動費補助金の概算
払承認申請について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

- (1) 金額 円
- (2) 概算払の時期

概算払請求書

金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年度浜松市老人クラブ連合会活動費補助金

交 付 決 定 額	円
既 受 領 済 額	円
今 回 概 算 払 請 求 額	円
差 引 残 額	円

支 払		口 座	銀 行	本 店	当 座 預 金			
方 法	直接払	振替払	信用金庫	支 店	普通預金	第	号	
			農 協					

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

印